

会津若松市認定こども園条例（案）

（設置）

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の規定による認定を受けた施設として、会津若松市認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 あいづ中央こども園

位置 会津若松市花春町2番1号

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、認定こども園の管理及び運営に関して必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（会津若松市保育所条例の廃止）

2 会津若松市保育所条例（昭和56年会津若松市条例第22号）は、廃止する。

（準備行為）

3 認定こども園の設置のための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。